

医療法人弘静会 野村医院 通所(介護予防通所)リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業は、要介護状態等となった利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防通所リハビリテーションサービスを提供する。利用者の心身の機能の維持回復を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 居宅サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図ることができるよう努めるものとする。また、在宅医療を推進し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業の名称及び所在地)

第3条 (介護予防) 通所リハビリテーションを行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

事業者名	医療法人 弘静会
事業所名称	野村医院
法人代表者氏名	野村 武
管理者氏名	原 英一
事業所住所	神奈川県横浜市栄区笠間5丁目31番24号
指定番号	1413501319(令和2年6月1日指定)
連絡先	TEL: 070-6653-0934 FAX: 045-895-4741

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者：理学療法士：1名(常勤兼務)

医師：1名(常勤兼務)

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事することができるものとする。

(1単位目)

○従事者

医師 1名(常勤1名)

理学療法士 3名

(常勤2名 非常勤1名)

介護職員 1名(非常勤1名)

(2単位目)

○従事者

医師 1名(常勤1名)

理学療法士 3名

(常勤2名 非常勤1名)

介護職員 1名(非常勤1名)

(営業日及び営業時間等)

第5条 1 営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金曜日 (土・日、祝祭日、夏季休暇、年末年始を除く)
営業時間	午前9時から午後6時30まで
サービス 提供時間	1 単位目：9時00分～10時20分まで 2 単位目：10時40分～12時00分まで

2 サービス提供地域

横浜市	栄区(全域)
鎌倉市	岩瀬地区

※その他地域は応相談

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次の通りとする。

1 単位目 6名

2 単位目 6名

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第7条 従業者は、利用者に対して安全面の観点から従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。また利用者に対して次の点に留意するよう伝えておく。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時における対応方法)

第8条 1 理学療法士は通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーション実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。また、重要事項説明書に記載されている緊急連絡先に、速やかに連絡する。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第 11 条

① 通所リハビリテーション 利用料

2 級地：10.88 円

介護度	単位	利用者負担額（単位：円）			備考
		1 割	2 割	3 割	
要介護 1	369	402 円	803 円	1,205 円	1 日あたりの料金
要介護 2	398	433 円	866 円	1,299 円	
要介護 3	429	467 円	934 円	1,401 円	
要介護 4	458	499 円	997 円	1,495 円	
要介護 5	491	612 円	1,069 円	1,603 円	
送迎減算	-47	-52 円	-103 円	-154 円	片道につき
退院時共同指導加算	600	653 円	1,306 円	1,959 円	当該退院につき 1 回に限り

② 介護予防通所リハビリテーション 利用料

2 級地：10.88 円

介護度	単位	利用者負担額（単位：円）			備考
		1 割	2 割	3 割	
要支援 1	2,268	2,468 円	4,935 円	7,403 円	1 ヶ月あたりの料金
要支援 2	4,228	4,600 円	9,200 円	13,800 円	
退院時共同指導加算	600	653 円	1,306 円	1,959 円	当該退院につき 1 回に限り
指定介護予防通所リハビリテーションの利用が 12 月を超える場合					
(一) 要支援 1	-120	-131 円	-261 円	-392 円	1 月につき
(二) 要支援 2	-240	-262 円	-523 円	-784 円	1 月につき

※利用者負担額（1 割、2 割、3 割）の計算方法

単位数×10.88 円＝〇〇円(1 円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×0.9、〇〇円×0.8、〇〇円×0.7(1 円未満切り捨て))＝△△円(利用者負担額)

例：要介護かつ 1 割負担の利用者様が通所リハビリを週 1 回(月 4 回)受けた場合の基本料金

$369 - (47 \times 2) \times 4 = 1,100 \times 10.88 = 11,968$ 単位

$11,968 - (11,968 \times 0.9) = 1196$ 円

※利用状況により金額が前後する場合があります。詳細についてはお問合せ下さい。

(その他運営についての留意事項)

第 12 条 1 事業所は、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 3 カ月以内

② 継続研修 年 2 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規定は、令和2年6月1日より施行する。

変更日：令和3年5月1日改訂

変更日：令和6年3月1日改訂

変更日：令和7年4月1日改訂